

# (2019年度認定社会福祉士対応)

## スクールソーシャルワーク研修開催要項

1. 目的：近年の急速な経済・社会・家族構造の変化により、学校教育の場においても不登校、児童虐待、いじめ等の児童生徒をめぐる問題状況が表れており、家族、友人、地域社会などの児童生徒を取り巻く環境問題が複雑に絡まっています。文部科学省においては、「スクールソーシャルワーク活用事業（要項）」（2008年）によりスクールソーシャルワーカーの配置を開始しました。その後、「チームとしての学校（報告書）」（2015年）によって教育領域において教育・福祉・心理職等専門職並びに地域住民との連携による学校運営を提案し、更に「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）」（2017年3月31日）によってスクールソーシャルワーカーの名称と職務等を明示しています。また、国や地方自治体は、子どもの貧困対策（同法、2013年）の一環としてスクールソーシャルワークを位置づけており、幾つかの教育委員会では同スーパーバイザーの資格要件に認定社会福祉士を規定し採用を始めています。本研修では、スクールソーシャルワーク実践に必要な基本的な価値（倫理）・知識・技術を習得します。

2. 日時： 2020年1月11日（土）～ 1月12日（日）（2日間）

3. 会場： 広島県社会福祉会館 講堂（2F）（予定）

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 電話：082-254-3411

4. 主催： 公益社団法人 広島県社会福祉士会 子ども家庭支援委員会

5. プログラム：

	時間	内容
1 日 目	9:30～9:40	開会挨拶・オリエンテーション
	9:40～11:10 (90分)	【各論】「スクールソーシャルワーク実践① いじめ」 講師：下西さや子氏（元・広島国際大学教授）
	11:10～12:10	昼食休憩
	12:10～13:40 (90分)	【各論】「スクールソーシャルワーク実践② 子どもの貧困」 講師：田中聡子氏（県立広島大学教授、広島県社会福祉士会子ども家庭支援委員会）
	13:50～15:20 (90分)	【各論】「スクールソーシャルワーク実践 子どもの虐待③」 講師：定者吉人氏（弁護士、広島弁護士会子どもの権利委員会委員、日弁連子どもの権利委員会幹事）
	15:30～17:00 (90分)	【総論】「教育行政と学校文化」 講師：米沢 崇氏（広島大学大学院教育学研究科准教授）
2 日 目	9:30～11:30 (120分)	【総論】「スクールソーシャルワーク技術」 講師：岡崎仁史氏（広島国際大学名誉教授）
	11:40～14:30 (昼食時間を 除いて150分)	【事例研究】事例からスクールソーシャルワーカーの支援展開を学ぶ 講師：西村いづみ氏（広島国際大学准教授、本会子ども家庭支援委員会） 伊藤由美子氏（認定社会福祉士、尾道市教育委員会スクールソーシャルワーカー、 本会子ども家庭支援委員会） 大石結加氏（社会福祉士、NPO法人ピピオ理事、本会子ども家庭支援委員会）
	14:40～16:10 (90分)	【総論】「エビデンスに基づく効果的なスクールソーシャルワーク」 講師：山野則子氏（大阪府立大学教授、日本学校ソーシャルワーク学会理事、内閣府 子どもの貧困対策検討会議委員、子供の貧困対策に関する有識者 会議委員、文部科学省中央教育審議会生涯学習分科会委員等）
	16:10～16:20	閉会挨拶
	16:20	閉会

※開催要項は、本会のホームページにも掲載するので申込時に確認してください。スクールアワー 計16時間

7. 受講対象者：①各都道府県社会福祉士会会員の社会福祉士（同会会員申請中の方も含む）。

②現職のスクールソーシャルワーカーおよびスクールソーシャルワークに関心のある者（都道府県社会福祉士会の正会員以外の者）

③学生

8. 定員：100名（先着順）
9. 受講費：①各都道府県社会福祉士会会員の社会福祉士（同会会員申請中の方も含む）10,000円  
②都道府県社会福祉士会の正会員以外の者12,000円（1日6,000円）  
③学生2日間2,000円
10. 懇親会費：5000円程度の会費で、市内で行います。
11. 昼食・宿泊：各自で手配してください。
12. 申込方法：次の「受講申込書」に必要事項を記入の上、FAXもしくは郵送にてお申し込みください。電話でのお申し込みは受け付けていません。お申込の際は必ず控えをお持ちください。一旦お申込みいただいた内容に変更等が生じた場合は、必ず書面にてご連絡ください。
13. 申込期限：2019年11月29日（金）【消印有効】※申込締切前でも定員となり次第締め切ります。
14. 受講可否の連絡：受講可否については、12月中旬までに郵便にてご連絡します。受講可否の連絡時に、会場案内、受講費の納入方法、キャンセルの扱い、懇親会等についてもご案内します。

**15. 研修の受講履歴の管理：**

- (1)研修受講履歴の管理は「公益社団法人広島県社会福祉士会認定社会福祉士研修事業管理規程」「公益社団法人広島県社会福祉士会認定社会福祉士研修事業運営細則」に準拠して行います。
- (2)希望者には、研修修了証を発行します。

**【認定社会福祉士申請希望者のみ】**

16. 事後課題：認定社会福祉士認証研修として受講の場合は、事後課題が必要となります。研修中に提示します。
17. 修了要件：2日間すべてのプログラムに出席し、事後課題の評価が「可」であること。
18. 研修単位：本研修は、認定社会福祉士認証・認定機構により認証された研修です。  
研修認証番号：20170020／研修単位：1単位  
科目：分野専門科目/児童・家庭分野、科目群/ソーシャルワーク機能別科目群  
科目名/スクールソーシャルワーク（児童）  
（日本社会福祉士会生涯研修制度の単位は、新制度では「専門課程1単位」）

**19. 認定社会福祉士研修事業の管理運営について：**

- 「公益社団法人広島県社会福祉士会認定社会福祉士研修事業管理規程」「公益社団法人広島県社会福祉士会認定社会福祉士研修事業運営細則」に規定を定めているので、必ず確認してください。
- ①30分以上の遅刻、早退、途中退室の場合は、研修は修了を認めない。ただし、やむを得ない理由の場合、レポート等による代替措置を認めることがある。
- ②研修で定められた事後課題について合格基準に達していること。
- ③修了の通知は、生涯研修制度管理システムに研修の修了履歴として表示する。
- ④修了証の発行を希望し所定の手続きで発行申請を行い必要な費用を納入した者には、修了証を発行する。
- ⑤研修修了履歴の管理は、「公益社団法人広島県社会福祉士会認定社会福祉士研修事業管理規程」、「公益社団法人広島県社会福祉士会認定社会福祉士研修事業運営細則」並びに日本社会福祉士会会員管理システムによるデータ管理を行う。

**20. その他：**

自然災害発生等によりやむを得ず研修会を中止することもあるのでご了承ください。

21. 申込先・問い合わせ先：公益社団法人広島県社会福祉士会（担当：亀野幸一郎）  
〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館内4階  
TEL：(082) 254-3019 FAX：(082) 254-3018  
[kameno@htc.or.jp](mailto:kameno@htc.or.jp) <http://hacsw.jp/index.html>

**【研修会場へのアクセス】**

広島県社会福祉会館 <https://www.hiroshima-fukushi.net/kyougikai7/access/>

- ①路面電車 広島駅～宇品(比治山下経由・5番線) 電停「比治山橋」下車徒歩5分
- ②広島バス 広島駅～旭町(26号線)、広島バス 横川駅～紙屋町(県庁前)～大学病院(23号線)  
バス停「産業会館前」下車徒歩1分
- ③駐車場は僅かしかありませんので、近くの有料駐車場をご利用ください。



